

1 学校の教育目標

(1) 教育目標

しあわせな社会の担い手として

◎協働・共生 ◎自主・自律

『人にやさしく自分にきびしく』を望む生徒像とし、「みんながしあわせな社会」を創造するために人や社会と進んで関わり貢献していく、心豊かで健全な人の育成を目指す。

(2) 目標達成の基本方針

- ① 自主的で自律した人となるための「生きる力」の基である「学びの心」（学力向上）「豊かで強い心」（人間性の向上）「丈夫な体」（体力向上）の育成のためにバランスのとれた教育活動に取り組む。
- ② 生徒一人ひとりの良さや可能性を引き出すために、言語活動を重視した「主体的・対話的で深い学び」となる授業実践に全教科で取り組むとともに、創意工夫した学校行事等の計画立案を行う。
- ③ ICTを活用した授業を通し、生徒一人ひとりに最適化した学習活動を進め、誰もがより良くしあわせな社会を創造する担い手となるための学力の向上と人格の形成を目指す。
- ④ 道徳の授業を中核とした教育活動全体を通し、豊かな心の育成を目指した道徳教育を進め、共生社会実現のために人権尊重の精神の醸成と自他共に尊重する生徒の育成に取り組み、いのちの教育等の取組を通して、いじめが起こらない学校づくりに努める。
- ⑤ 生徒一人ひとりの伸長を目指した特別支援教育を推進するために、学びの教室・校内委員会及び学校全体で組織的に連携・実施し、生徒個々の支援に応じた指導の充実を図る。
- ⑥ 教育相談やカウンセリングマインドを重視した学校作りを進めると共に、関係機関との連携を含め、バランスのとれた心と体の健康を備えた生徒の育成を目指す。
- ⑦ 学びに向かう力・人間性を高めていくために、「主体的・対話的で深い学び」の実践に向けた授業改善と指導と評価の一体化を進め、教育DXを推進する取り組みを進める。
- ⑧ 小中一貫教育として近接小学校との一層の連携を図り、本校の授業や行事への参加を通じた教育計画と生徒主体の特別活動を進め、教職員の協働体制の構築を目指す。
- ⑨ 地域運営学校の力を学校教育に活かすために、学校運営協議会や学校支援本部を始めとしてPTAや同窓会、地域内諸団体との有機的な連携・協働・広報に取り組む。

2 指導の重点

(1) 各教科等（各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動）

①各教科

「基礎・基本を定着させる力」と「学びに向かう力と人間性」の育成を重点とした指導に取り組む。また、それらの重点を具現化するために、全教科で主体的・対話的で深い学びの授業改善を推進する。

- (ア) 学力に関する調査等に基づき、基礎・基本の定着を図るため、義務教育9年間の学びの連続性を意識した授業を展開し学び残しやつまずき等の課題解決に取り組む。
- (イ) 数学科における習熟度別少人数授業を通じ、基礎基本の徹底した定着と数学的な考える力の伸長に取り組む。理科においては、実験観察とレポート作成を中心とした授業を展開することで授業内容の定着を図り、理数教育の充実を図る。
- (ウ) デジタル教科書やICT機器、生徒用タブレット端末と連動した授業実践を各教科で進め、個別最適化した学びの実現と生徒個々の学力の向上を推進する。
- (エ) 指導と評価の一体化を図り、単元の開始時に評価規準を明示すること等、生徒自身の学習内容の達成状況と課題を明確にできる評価・評定の提示方法の実践に取り組む。
- (オ) 英語科でのイングリッシュルームの活用や話すことに重点を置いた授業の実践、学校司書との連携した調べ学習の充実など、「学びに向かう力」の涵養のためのプレゼンテーション能力や表現力・創造力等、生徒個々の実践的な活動意識と能力の育成を図る。

(カ) 生徒意識調査や体力調査等の結果を踏まえ、生徒の主体的・対話的な学びを推進するために、グループワークやペアワーク等の協働学習の推進と共に個の伸長を図る授業の実践を目指す。

② 特別の教科 道徳

「集団や社会とのかかわりについて考える力」「自分自身について考える力」の育成に関わる内容を重点項目として指導に取り組む。また、「特別の教科 道徳」として考える道徳、議論する道徳と評価について校内研修を行い、全校体制で取り組む。

(ア) 道徳力を実践する観点から、地域等の講師の活用を図り、社会(集団)の中における個の心の成長を促進することに取り組む。

(イ) 生徒の実態、社会的事象、また、各教科の学習、学校行事等と関連させた計画を作成し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成に取り組む。

(ウ) 道徳授業地区公開講座において、様々な人と関わりやグループディスカッションを通じて互いの考えを深めさせる活動に取り組む。

(エ) 日常の学校生活と結び付け道徳的な実践意欲を育成することに取り組む。

③ 総合的な学習の時間

課題解決のための「探究的な見方・考え方と横断的・総合的な学び」の実践を重点とし、「生き方を学ぶ教育活動」の展開を通し「学び方や自己の生き方を考える力」の育成と充実を図る。そのために、次の四つの力の育成を柱とし、9年間にわたる各教科・領域における探究的な学びの集大成の時間として取り組む。また、生徒個々の人格形成の基礎となる資質を育成する。

(ア) 課題発見力 自己向上のために、身の回りの事象から課題を発見する力。

(イ) 調査分析力 課題解決へのプロセスを考えられる力。

(ウ) 課題解決力 課題の解決を自己の向上へと結び付けられる力。

(エ) 発表表現力 意志伝達への効果的な方法を考え実践できるコミュニケーションの力。

④ 特別活動

生徒主体な学級活動・生徒会活動・学校行事の実践を通じて、より良き社会人となる「自己を生かす能力」と「コミュニケーションスキル」を備えた、「協働・共生」の社会の実現を目指す人となる資質の醸成を図る。

(ア) 集団や社会の形成者としての自覚を意識させ、意欲をもって主体的に実践する態度の育成に取り組ませ、委員会活動、部活動、各行事の活性化から生徒の自主性を高める。

(イ) 授業、学校行事、小中交流行事、社会貢献活動を通して、協働性と社会性、創造性と自主性を育み自他を思いやる心の育成を図る。

(ウ) 宿泊行事や校外行事等を通し、中学生として相互に理解し合える集団づくりを進め自律性と自治意識の向上を図る。

(2) その他の教育活動

① 生活指導

基本的な生活習慣を身に付ける力と規範意識を土台とした社会の一員としての視点を身に付ける力の育成を重点とし自主的で自律的な人間形成を目指す。

(ア) 生徒会を中心に「あいさつ運動」(ボランティア活動)に取り組むなど、立ち居振る舞いや言葉遣い、時間を守るなどの基本的な生活習慣の定着に取り組む。

(イ) 組織的且つ共通認識に立った生徒理解を進め、教育相談コーディネーターを基に校内全体での教育相談活動の充実を図り家庭との連携を深めるとともに、不登校生徒への対応の一層の充実を図るなど、スクールカウンセラーや関係諸機関との有機的な連携を深め、個に応じた対応を進める。

(ウ) 「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」、「いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止対策基本方針」を受け作成した「荻窪中いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの未然防止、早期解決に向け取り組む。

② 安全教育

「自ら危険を予知し回避する力」と「安全な規律ある集団行動の力」の育成を重点とした指導に取り組む。

- (ア) 毎月の安全指導（校内外生活）及び様々な状況を想定した避難訓練を通して、生徒一人ひとりが安心と安全への意識を高め共に助け合う姿勢の育成に取り組む。
 - (イ) セーフティ教室（薬物乱用防止教室や情報モラル教室、交通安全指導等）の開催を通じ、地域的・現代的な課題への規範意識を醸成し、健全な心身の成長と社会全体の安全に対する意識を培い、保護者と連携した健康・安全に対する実践力の育成に取り組む。
 - (ウ) 学校安全計画に基づき、教職員、生徒、保護者の目線をもって学校内外の危険箇所の把握に努めるとともに、防災教育の充実を通して安心・安全な学校環境の実現に取り組む。
- ③ キャリア教育
- 「自己理解を深め、自己実現を目指して行動する力」と「家庭や地域社会等を基盤として、自己の将来の生き方を幅広く考える力」の育成を重点とした指導に取り組む。
- (ア) 全教育活動を通して、自己の能力や社会人としての適性を理解する態度の育成と自己の目標や目的の実現に向けた努力を続けていく意欲の育成に取り組む。
 - (イ) 日常的な係活動等の諸活動や、校内行事やボランティア活動など、自尊感情と自己有用感を醸成し高めていく取り組みを意図的・計画的に実施していく。
 - (ウ) 職業インタビュー、職場体験、上級学校の話聞く会等を通して、自己の将来の進路や職業に対する望ましい職業観や勤労観の基となる関心や意欲、社会に対する知識を身に付けさせるよう取り組む。
- ④ 特別支援教育
- 「自らの行動を制御する力」と「集団を意識する力」と共に「共生意識と他者理解」の育成を重点とした指導に取り組む。
- (ア) 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援委員会において、生徒個々の実態を把握し、個別の指導計画に基づいて全教職員による共通理解を図るとともに、「学びの教室」の活用を図る。また、スクールカウンセラー、教育相談機関と密接に連携を取り合いながら、それぞれの生徒に対応した支援に取り組む。
 - (イ) 生徒一人ひとりを大切にする教育を進めるため、学級活動、校外学習、行事、地域との交流及び共同学習等を通して、集団の一員であることを自覚させ、ともに生き、成長していく力を育成することに取り組む。
 - (ウ) 特別支援学校と連携し副籍交流を通して、共生社会の基盤となる障がい者に対する適切な態度を養い理解推進に取り組む。